

## ●香川県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年10月3日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 富田西鴨庄線（140号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町神前字山崎 1524番3地先から さぬき市寒川町神前字中村 3574番2地先まで	前	4.6~28.9	325	令和元年9月3日付け香川県告示第95号、令和元年9月13日付け香川県告示第108号及び令和4年
	後	11.1~21.0	325	10月7日付け香川県告示第288号で変更した区域の一部の供用開始並びに仮設道の不用物件化

- 4 供用開始の期日 令和5年10月3日